

## 避難生活環境整備モデル事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、県内市町村において避難生活における良好な生活環境を確保するため、モデル市町村を対象として、避難生活の環境整備の取組や検証を防災の専門家（避難生活の環境整備の知見のある有識者、行政職員、NPO職員等（以下「有識者等」という。））が支援して実施し、その成果をとりまとめ県内市町村へ展開することにより、県内市町村における取組を推進することを目的とする。

### 2 業務名

避難生活環境整備モデル事業

#### (1) モデル市町村

県内3市町村

#### (2) 事業方針

ア 県は避難生活の環境整備を実施するモデル市町村を募集の上、選定する。

イ モデル市町村において、県や有識者等による助言を受けながら、自主防災組織、施設管理者等を始めとする関係者とも調整し、避難生活の環境整備に向けた取組及び検証を実施する。

なお、避難生活の環境整備の主な取組や、県が想定する課題は以下のとおりであるが、検証に際しては、モデル市町村において優先的に取組むべき項目に絞った上で実施する。

#### (ア) 取組

- ・指定避難所のスフィア基準への対応
- ・避難所外避難者の生活環境の確保
- ・ペット同行避難者の適切な受け入れ及び収容

#### (イ) 課題

共通	食事の質(栄養のある温かい食事を提供できる体制の確保)、生活用水(衛生的な水の継続的な確保)、ペット同行避難者の対応(ペット用スペースの確保)、女性の視点の取り入れ
避難所の確保	新たな避難所の選定・指定(学校施設の教室、民間施設、神社仏閣等の確保)
避難所内	生活空間(避難所における3.5㎡の確保)、トイレ(数の確保・管理計画の策定)、入浴施設(施設の確保)
避難所外	在宅・車中泊避難者を支援する在宅避難者等支援施設(設置場所の確保、運用計画の策定)

ウ モデル市町村において実施した検証の成果については、事例集を作成し、県は県内市町村に対し広く展開し、避難生活の環境整備の取組の普及拡大を図る。

#### (3) 委託業務内容

ア マニュアルやガイドライン等の整理

国及び県等が策定した避難生活の環境整備に関するマニュアルやガイドライン等を確認し整理する。

<参照例>

内閣府：「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和6年12

月改定)

内閣府：「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」(令和6年12月改定)

内閣府：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(令和6年12月改定)

内閣府：「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年6月)

愛知県：「避難生活支援マニュアル」(令和7年11月改定)

愛知県：「避難所におけるペット同行避難対策推進の手引き」(令和8年3月作成)

ほか

#### イ 市町村におけるニーズや課題の把握

県がモデル市町村の募集に際して把握した、各市町村が避難生活の環境整備に取り組もうとしている内容や課題等を踏まえ、県と協力し、市町村のニーズや課題の抽出を行う。

#### ウ 市町村におけるニーズや課題に応じた方策の検討

抽出したニーズや課題を踏まえ、モデル市町村の取組の支援や課題解決するための方策、適切な有識者等を検討する。

#### エ モデル市町村における取組及び検証の実施

モデル市町村における取組及び検証を県と連携し実施する。

なお、県が想定する取組及び検証の実施内容は以下のとおりであるが、詳細は県及びモデル市町村、事業者が協議の上決定する。

(ア) 県及びモデル市町村、有識者等、自主防災組織、施設管理者等による打合せ、検証方法の立案

(イ) 避難所等となる施設等を利用した検証の実施

(ウ) 検証の振り返り

(エ) 人的・物的資源の確保方法や手順の確認

(オ) 市町村における避難所運営マニュアル等に反映する内容の検討及び整理

#### オ 有識者等の手配や旅費等の支払い

打合せや検証において助言、監修等を行う有識者等は事業者において手配するとともに、旅費及び謝金の支払いを行う。

#### カ 検証を実施する上で有効な資機材の準備や経費の支払い

必要に応じ、検証を実施する上で有効な資機材を事業者において借り上げる等の準備を行い、使用料や運搬費等の関係経費の支払いを行う。

キ その他、モデル市町村の避難生活の環境整備を支援する上で効果的な業務を提案し実施する(任意提案)。

ク モデル市町村において実施した検証結果及び成果を取りまとめた事例集を作成する。

### 3 成果物

以下の成果物を愛知県防災安全局防災部災害対策課に納入すること。

(1) 2 (3) クで作成した事例集を含む業務成果報告書 2部

(2) 関連資料 2部

(3) 打合せ記録簿 2部

(4) 報告書等の電子データを記録したCD-R 一式

#### 4 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て愛知県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### 5 業務実施に係る留意事項

- (1) 県及びモデル市町村の担当者をはじめとする関係者と十分協議した上で業務を実施すること。
- (2) 広報物や配布資料などは、公表・配布、配信する前に県の承認を得ること。
- (3) 業務責任者を定めるとともに、業務実施体制を整えること。
- (4) 今後やむを得ない事情等により、業務内容等に変更の必要が生じた場合は、双方協議の上で決定する。